

京都市選挙管理委員会告示第10号

京都市農業委員会委員一般選挙において、京都市選挙管理委員会委員長が京都市選挙管理委員会以外で不在者投票の事務を取り扱う場所は、次のとおりです。

平成18年10月18日

京都市選挙管理委員会

委員長 辻川 仁一

1 不在者投票の事務を取り扱う場所

選挙区	不在者投票の事務取扱場所
第1区	京都市北区紫野東御所田町33番地の1 北区役所内 北区選挙管理委員会事務局
	京都市左京区吉田中阿達町1番地 左京区役所内 左京区選挙管理委員会事務局
第2区	京都市南区西九条南田町1番地の3 南区役所内 南区選挙管理委員会事務局
	京都市右京区太秦蜂岡町31番地 右京区役所内 右京区選挙管理委員会事務局
	京都市西京区上桂森下町25番地の1 西京区役所内 西京区選挙管理委員会事務局
第3区	京都市山科区柳辻池尻町14番地の2 山科区役所内 山科区選挙管理委員会事務局
	京都市伏見区東組町681番地 伏見区役所内 伏見区選挙管理委員会事務局

	務局
第4区	京都市右京区京北周山町上寺田1番地の1 右京区役所京北出張所

2 不在者投票の事務を取り扱う時間

午前8時30分から午後8時まで

ただし、無投票となった選挙区については午前8時30分から午後5時まで

(選挙管理委員会事務局選挙課)